

岩 手 県 報

号 外
平成 18 年 3 月 22 日
水 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

公安委員会規則

頁

- 岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則..... 1
- 岩手県警察組織規則の一部を改正する規則..... 2

公安委員会規則

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月22日

岩手県公安委員会
委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則(昭和32年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					
所 属		区 分	警察官 警察官 以外の 警察職 員	合 計	所 属		区 分	警察官 警察官 以外の 警察職 員	合 計	
警務部	総務課		6	2	[略]	警務部	総務課	5	3	[略]
	警務課		17	26	43		警務課	19	27	46
	県民課		24	15	[略]		県民課	25	14	[略]
	[略]						[略]			
	監察課		7	3	[略]		監察課	6	4	[略]
	[略]						[略]			
生活安全部	生活安全企画課		18	[略]	20	生活安全部	生活安全企画課	19	[略]	21
	地域課		34	[略]	40		地域課	41	[略]	47
	[略]						[略]			
警察本部	刑事企画課		15	[略]	20	警察本部	刑事企画課	14	[略]	19
	捜査第一課		23	4	[略]		捜査第一課	24	3	[略]
	捜査第二課		43	5	48		捜査第二課	23	1	24
	鑑識課		15	[略]	28		組織犯罪対策課	26	3	29
	科学捜査研究所			15	[略]		鑑識課	14	[略]	27
					科学捜査研究所	1	14	[略]		

交通 部	[略]				
	[略]				
	交通指導課	18	[略]	20	
	運転免許課	[略]	30	48	
	[略]				
	警備 部	公安課	49	[略]	51
		[略]			
	警察学校	[略]	5	18	
	教育訓練者	79		79	
	調整定数	20		20	
	計	649	223	872	
	警察 署	盛岡東	217	12	229
		[略]			
		岩手	63	[略]	67
紫波		102	[略]	107	
花巻		98	[略]	103	
北上		90	[略]	94	
[略]					
千厩		53	[略]	56	
大船渡		[略]	9	85	
遠野		46	[略]	49	
[略]					
久慈		64	[略]	70	
二戸		68	[略]	72	
計		1,432	96	1,528	
[略]					
交通 部	[略]				
	[略]				
	交通指導課	19	[略]	21	
	運転免許課	[略]	32	50	
	[略]				
	警備 部	公安課	52	[略]	54
		[略]			
	警察学校	[略]	6	19	
	教育訓練者	63		63	
	調整定数	14		14	
	計	646	225	871	
	警察 署	盛岡東	220	11	231
		[略]			
		岩手	64	[略]	68
紫波		103	[略]	108	
花巻		97	[略]	102	
北上		91	[略]	95	
[略]					
千厩		54	[略]	57	
大船渡		[略]	8	84	
遠野		43	[略]	46	
[略]					
久慈		65	[略]	71	
二戸		67	[略]	71	
計		1,435	94	1,529	
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年 3月24日から施行する。

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月22日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 6 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則 (昭和49年岩手県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(警務課) 第 4 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)~(2) [略]	(警務課) 第 4 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)~(2) [略] (2) 警察行政に係る国際協力に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(23) [略]

(県民課)

第4条の2 県民課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) [略]

(4) 公文書類の浄書及び印刷に関すること。

(5)・(6) [略]

(7) 警察行政にかかる犯罪被害者対策（犯罪の被害者の被害回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。）に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(8) [略]

(情報管理課)

第8条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警察情報管理システムによる処理に係る情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。

(2) 警察情報管理システムの運用に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(生活安全企画課)

第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(地域課)

第11条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 警察通信に関すること（電話交換に関することを除く。）。

(7) [略]

(8) 鉄道施設の警戒警備に関すること。

(9) 鉄道施設における警ら及び犯罪の初動捜査に関すること。

(10) [略]

(11) 警察用航空機に係る施設の管理に関すること。

(生活環境課)

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行並びに高压ガスその他の危険物の取締りに関すること。

(24) [略]

(県民課)

第4条の2 県民課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) [略]

(4) 公文書類の印刷に関すること。

(5)・(6) [略]

(7) 警察行政に係る犯罪被害者対策（犯罪の被害者の被害回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。）に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(8) [略]

(情報管理課)

第8条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警察行政に係る情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(生活安全企画課)

第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(10) [略]

(11) ストーカー行為等の防止及び取締りに関すること。(12) 配偶者からの暴力の防止及び取締りに関すること。(13) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施行に関すること。(14) 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成11年岩手県条例第78号）の施行に関すること。

(15) [略]

(16) [略]

(地域課)

第11条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) 水上警察に関すること。(3) 鉄道警察に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 警察通信及び指令に関すること（電話交換に関することを除く。）。

(9) [略]

(10) [略]

(11) 警察用航空機に係る施設（岩手県警察盛岡ヘリポートを除く。）の管理に関すること。

(生活環境課)

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）並びに高压ガスその他の危

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定による放射性同位元素等及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による特定物質の運搬届の受理等に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) 押売等の防止に関すること。

(6) コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪の取締りに関する企画、調査及び総合調整並びに被害防止に係る指導等に関すること。

(7) [略]

(刑事部の分課)

第14条 刑事部に、次の4課、1所及び1隊を置く。

[略]

捜査第二課

鑑識課

[略]

(刑事企画課)

第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) [略]

(5) 警察行政に係る国際協力に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(6)～(8) [略]

(9) [略]

(捜査第二課)

第16条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(3) 暴力団対策に関すること。

(4) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(5) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(鑑識課)

第17条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪鑑識に関すること（捜査第一課の所掌に属する事務を除く。）。

(2) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。

險物の取締りに関すること。

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定による放射性同位元素等及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による特定物質の運搬届の受理等に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

(3) [略]

(4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(5) [略]

(6) 押売等防止条例（昭和32年岩手県条例第44号）の施行に関すること。

(7) サイバー犯罪対策に関する企画、調査、指導及び総合調整に関すること。

(8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

(9) [略]

(刑事部の分課)

第14条 刑事部に、次の5課、1所及び1隊を置く。

[略]

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

[略]

(刑事企画課)

第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) [略]

(5) 国際犯罪捜査の支援に関すること。

(6)～(8) [略]

(9) 犯罪の捜査一般に関すること。

(10) [略]

(捜査第二課)

第16条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(組織犯罪対策課)

第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 暴力団対策に関すること。

(3) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(鑑識課)

第17条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪鑑識に関すること。

(2) 犯罪鑑識に係る設備及び機材の整備及び運用に関すること。

(3) [略]

(交通企画課)

第20条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(8) [略]

(9) [略]

(交通指導課)

第22条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(3) [略]

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による自動車の使用制限に関すること。

(運転免許課)

第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(3) 指定自動車教習所に関すること。

(4) 運転者の講習に関すること(交通企画課の所掌に属するものを除く。)

(5) [略]

(公安課)

第27条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の捜査に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)

ア~ケ [略]

(4)・(5) [略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部(以下「本部」という。)の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
生活環境課	[略]
捜査第二課	<u>組織犯罪対策室</u>
鑑識課	[略]
[略]	

別表(第44条関係)

1 交番の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
盛岡東警察署	[略]	
	中野交番	盛岡市中野一丁目
	[略]	

(3) [略]

(4) 犯罪経歴についての証明に関すること。

(交通企画課)

第20条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(8) [略]

(9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の施行に関すること(交通指導課の所掌に属するものを除く。)

(10) [略]

(交通指導課)

第22条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(3) [略]

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。

(運転免許課)

第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(3) 自動車教習所に関すること。

(4) 運転免許に係る講習に関すること(交通企画課の所掌に属するものを除く。)

(5) [略]

(公安課)

第27条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の捜査に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)

ア~ケ [略]

コ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

サ 外国人又はその活動の本拠が外国にある日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。)に係る犯罪

(4)・(5) [略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部(以下「本部」という。)の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
生活環境課	[略]
鑑識課	[略]
[略]	

別表(第44条関係)

1 交番の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
盛岡東警察署	[略]	
	おおみや交番	盛岡市本宮
	[略]	

[略]		
岩手警察署	西根交番	[略]
[略]		
釜石警察署	釜石駅前交番	[略]
	浜町交番	釜石市魚河岸
	中妻交番	[略]
	[略]	
[略]		

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
盛岡東警察署	浅岸駐在所	[略]
	本宮駐在所	盛岡市本宮
	上米内駐在所	[略]
	太田駐在所	盛岡市上太田八千刈
	築川駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
岩手警察署	[略]	
	葛巻駐在所	[略]
	寺田駐在所	八幡平市西根寺田
	松尾駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
花巻警察署	[略]	
	大迫駐在所	[略]
	八重畑駐在所	花巻市石鳥谷町関口
	東和駐在所	[略]
[略]		
[略]		
水沢警察署	[略]	
	永岡駐在所	[略]
	古城駐在所	奥州市前沢区古城
	生母駐在所	[略]
[略]		
江刺警察署	[略]	
	田原駐在所	[略]
	藤里駐在所	奥州市江刺区藤里
	伊手駐在所	[略]
[略]		

[略]		
岩手警察署	八幡平幹部交番	[略]
[略]		
釜石警察署	釜石駅前交番	[略]
	中妻交番	[略]
	[略]	
[略]		

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
盛岡東警察署	中野駐在所	盛岡市中野一丁目
	浅岸駐在所	[略]
	上米内駐在所	[略]
	築川駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
岩手警察署	[略]	
	葛巻駐在所	[略]
	松尾駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
花巻警察署	[略]	
	大迫駐在所	[略]
	東和駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
水沢警察署	[略]	
	永岡駐在所	[略]
	生母駐在所	[略]
[略]		
江刺警察署	[略]	
	田原駐在所	[略]
	伊手駐在所	[略]
[略]		

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成18年3月24日から施行する。
- 2 岩手県公安委員会運営規則（昭和29年岩手県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表（第21条関係）

別表（第21条関係）

項 目	公 印					保管課署	備 考
	番号	印刻文字	文字の配列	印 材	大きさ (mm)		
警察本部 公安委員会(ア)	[略]						
	6	[略]				生活安全部 生活保安課	
	7	[略]				生活安全部 生活保安課	
	8	[略]				刑事部捜査 第二課	
	9	[略]				刑事部捜査 第二課	
	[略]						
	12	[略]					
	[略]						
	17	[略]					国外運転免許証 4 個
	18	[略]					国外運転免許証 写真割印用 浮出プレス
[略]							
[略]							

項 目	公 印					保管課署	備 考
	番号	印刻文字	文字の配列	印 材	大きさ (mm)		
警察本部 公安委員会(ア)	[略]						
	6	[略]				生活安全部 生活環境課	
	7	[略]				生活安全部 生活環境課	
	8	[略]				刑事部組織 犯罪対策課	
	9	[略]				刑事部組織 犯罪対策課	
	[略]						
	12	[略]					2 個
	[略]						
	17	[略]					国外運転免許証 5 個
	18	[略]					国外運転免許証 写真割印用 浮出プレス 5 個
[略]							
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県報 号 外 発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

平成18年3月22日 印 刷

平成18年3月22日 発 行

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

発 行 人 岩 手 県

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社